

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	入国管理局		
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ		
目 標	基本目標	指 標	専門的、技術的分野の外国人労働者の入国・在留に係る施策の実施状況
	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)		
	達成目標		
	専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図る。		
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つは、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることにあり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、このような外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じる必要がある。</p> <p>近年、通信・運輸手段の発達と経済システムの自由化が進行したことに伴う経済のグローバル化によって、外国との競争が激化しているほか、情報通信技術の発達により産業構造が変化し、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、経済活動上の規制緩和推進の流れにより、企業活動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が望まれている。このような状況において、専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野、例えば情報通信分野における外国人労働者等について、円滑かつ適正に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくべく、これら専門的・技術的分野の外国人受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れの拡大について積極的に検討していく。</p> <p>以上のとおり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ること（達成目標）により、我が国の外国人労働者の受入れに係る我が国社会のニーズに応え、また、経済面のみならず文化面における交流を活発化させ、国際協力等による国際社会への貢献を実現すること（基本目標）ができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成14年度中に講じた施策の実施状況を指標としている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外	<p>1 我が国の経済状況の変化に伴う専門的・技術的分野における労働者（特に外国人）需要の変動</p> <p>2 諸外国の経済状況の変化に伴う専門的・技術的分野における労働力の供給</p>		

部要因	<p>に対する要請の変動</p> <p>なお、上記1及び2は、各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成14年度の政策評価にあたっては、達成目標の実現に向けて講じた施策（外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正、構造改革特別区域法による入管法の特例措置、改正入管法の実施）の実施状況を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 外国人IT技術者の一層の受入れに向けた法務省告示の一部改正</p> <p>平成12年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定され、同法に基づき、我が国の高度情報通信ネットワーク社会の形成を目指した各種施策が検討・実施されているところ、その一環として、我が国の情報通信基盤の強化を図り、国際競争力を確保する観点から、高度な知識や技術を有するIT技術者の諸外国からの円滑な受入れが求められている。</p> <p>外国人IT技術者については、平成13年12月28日、法務省令を改正し、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人が、法務大臣が告示をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には、「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとして、外国人IT技術者の入国・在留に係る要件を緩和し、法務大臣が告示をもって定める試験又は資格については、平成13年12月28日付け告示において、我が国の実施する情報処理技術に関する試験に加えて、シンガポールの機関が認定する情報処理技術に関する資格を上記特例措置の対象とした。</p> <p>平成13年12月21日、日・韓間において、経済産業省が実施するIT技術者試験である情報処理技術者試験と、韓国労働部管轄のIT技術者試験である国家技術資格情報処理分野双方の試験の資格水準が相互同等であることを確認する相互認証が合意され、また、平成14年1月31日、財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センターと中国信息产业部電子教育センター間において、日本情報処理技術者試験の試験基準（スキル標準）と中国コンピュータソフトウェア専門技術水準試験の試験基準（試験大綱）が相互同等であることを確認する相互認証が合意された。</p> <p>これを受け、法務省においては、平成14年7月19日付け告示をもって、韓国の機関が認定する資格（情報処理技師、情報処理産業技師）の取得者及び中国の機関が実施する試験（システム分析員、高級プログラマー、プログラマー）の合格者を上記上陸許可基準の特例措置の対象とした。</p> <p>(2) 構造改革特別区域法（特区法）による入管法の特例措置</p> <p>近年の産学連携の強化等により、質の高い研究開発の推進及び当該研究開発の成果を実用化し、新規事業を創出する動きがみられ、これによる産業の活性化、及び経済の活性化を図る地域が増加しており、このような地域においては、海外の優秀な研究者に対する需要、及び来日した外国人研究者の研究活動の成果により新規事業が創出され、地域及び国の経済活性化の起爆剤となることへの期待が高まっており、こうした動きを背景に、</p>

外国人研究者に係る活動範囲の拡張及び最長の在留期間の伸長等が求められたことから、特区法において、産学連携が推進されている地域において研究活動や当該研究活動と併せて経営活動を行おうとする外国人研究者について、「特定活動」の在留資格を付与し、「永住者」等の在留資格を除き3年を超える在留期間を付与できないことになっている入管法の特例措置として、法務省令で定めるところにより、最長5年の在留期間を付与できることとなった。

(3) 審査の迅速・適正化に向けた入管法の改正

近年、外国人の入国・在留形態が多岐にわたっていることに伴い、その審査業務も複雑かつ困難化していることから、従来から、法務大臣が行う外国人の上陸又は在留に関する許可等の審査において、提出された書類の記載内容に疑義がある場合、書類のみでは事実関係が判然としない場合等にあつては、地方入国管理局の入国審査官が、法務大臣の補助機関として、外国人本人又は関係者の出頭を求めて質問をし、関係機関に必要な事項を照会するなど、任意の行政調査を実施していたが、今後、的確な審査を行うために、このような調査が更に重要となることにかんがみ、これらの調査の的確かつ円滑な実施を確保するため、法務大臣が入国審査官に事実の調査をさせることができる根拠を法律上明確にしておくこととし、また、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正を行い、平成14年3月1日から施行されたところ、平成14年度は、改正入管法を確実に履行した。

2. 評価結果

(1) 改正告示により、従来は、「技術」に係る上陸許可基準に適合せず、我が国への入国が認められていなかった韓国の機関が認定する資格取得者及び中国の機関が実施する試験合格者が我が国への入国を認められることになり、また、改正入管法の実施により、入国審査官への事実調査の権限の付与及び法務大臣の許可権限の地方入国管理局長への一部委任により一層円滑かつ適正な審査業務を実施することができ、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ることができた。

なお、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する外国の試験等については、各国との相互認証の進展を踏まえ、必要に応じて見直しを図る予定であり、平成15年3月3日現在、フィリピン及びベトナムとの相互認証を踏まえ、特例措置の対象とするか否かについて検討しているところである。

(2) これらの分野以外においても、専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについては、社会のニーズを見極めた上、外国人の入国・在留が我が国社会に悪影響を与えることなく、かつ、当該外国人がより機動的に活躍できるよう、在留資格などの整備を検討するなどして、引き続き我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図っていく必要があり、平成14年度においては、特区法において入管法の特例措置を採った。

(3) 今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極めつつ、社会のニーズ等に応える外国人の受入れを図るための施策を実施していく必要がある。

見直しの有無	なし。
備考	

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	入国管理局		
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ		
目 標	基本目標	指 標	研修制度及び技能実習制度に係る施策の実施状況
	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)		
	達成目標		
	研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図る。		
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つには、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、我が国社会にとって有益である外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じることが挙げられるが、その目的は国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することにある。</p> <p>我が国が実施している研修及び技能実習制度は、外国人研修生に学習である「研修」と雇用関係の下での技術等の修得である「技能実習」の双方を修得させることを通じて、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々等の経済発展を担う人づくりに協力・貢献することが先進国である我が国の責務であるとの観点から、社会の各方面の期待を担って創設、運営されてきたものであり、制度のより一層の充実を図る必要がある。</p> <p>しかし、同制度が定着・発展を見る一方で、研修生、技能実習生の研修先からの逃亡等様々な問題が発生し、その背景には受入機関及び研修生等関係者が研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解していないことが挙げられる。また、技能実習制度へ移行可能な職種が限定されているため、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生や、研修生を受け入れて技術を習得させることにより海外における事業展開の基礎を築きたいとする受入れ機関の要望に十分に答えられていないとの指摘もある。このような現状を踏まえ、現行の研修制度及び技能実習制度を見直し、関係省庁と連携の上、受入れ機関及び研修生等関係者に対する指導・啓発、技能実習対象職種(注)の拡大、制度に見合った在留資格の創設等の施策を講じて、研修及び技能実習制度の一層の適正化及び拡充を図る。</p> <p>以上のとおり、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ること(達成目標)により、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々等の経済発展を担う人づくりに協力・貢献すること(基本目標)ができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成14年度中に講じた施策の実施状況を指標としている。</p> <p>(注) 技能実習対象職種</p> <p style="padding-left: 2em;">「研修」から「技能実習」への移行が認められるためには、研修成果及</p>		

び在留状況の評価において、実習希望者がそれに先行する研修活動により一定水準以上の技術等を修得し、在留状況が良好であると認定されなければならないところ、この認定は、国際研修協力機構が行う研修評価及び在留状況の評価に基づいて行われるが、同機構が行う研修成果の評価は、具体的には、職業能力開発促進法で定められている技能検定の基礎級又は同機構が認定した評価システムの試験によって図ることとされており、技能実習対象職種となるためには、その対象技能等が、公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するという要件を満たさなければならない。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

1 我が国の経済状況の変化による外国人研修・技能実習生の受入れ希望機関数の変動
 なお、上記1は各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。

測定方法等

1. 測定時期：平成15年3月31日

 2. 測定方法等
 平成14年度の政策評価にあたっては、達成目標の実現に向けて講じた施策（技能実習移行対象職種の拡大、改正入管法の実施）の実施状況を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。

評価の内容

1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)
 (1) 技能実習移行対象職種の拡大
 平成5年に創設された技能実習制度については、創設当初、滞在期間が「研修期間と合わせて2年以内」、対象職種が17種類であったのに対し、平成9年には、滞在期間を「研修期間と合わせて3年以内」に延長したほか、その対象職種についても、平成12年の時点で59職種まで拡大していたが、その後、「寝具制作」、「プリント配線板製造」及び「食鳥処理加工業」について、研修送出国、受入機関や関係業界から技能実習への移行対象職種とするよう強い要望がなされたことから、平成14年度においては、関係省庁等と協議を行った上、これら業種についても技能実習への移行対象職種に追加し、評価時期の時点では、技能実習対象職種は62職種（うち1種は、滞在期間が研修期間と合わせて2年以内）にまで拡大している。
 技能実習移行対象職種は別添のとおりである。

技能実習移行対象職種の拡大状況

年	平成5年	平成6年	平成7年	平成10年	平成12年	平成14年
職種数	46 (17)	47	53	55	59	62

※（ ）は技能実習制度創設時の職種数

(2) 審査の迅速・適正化に向けた入管法の改正
 近年、外国人の入国・在留形態が多岐にわたっていることに伴い、その審査業務も複雑かつ困難化していることから、従来から、法務大臣が行う外国人の上陸又は在留に関する許可等の審査において、提出された書類の記載内容に疑義がある場合、書類のみでは事実関係が判然としない場合等

にあつては、地方入国管理局の入国審査官が、法務大臣の補助機関として、外国人本人又は関係者の出頭を求めて質問をし、関係機関に必要な事項を照会するなど、任意の行政調査を実施していたが、今後、的確な審査を行うために、このような調査が更に重要となることにかんがみ、これらの調査の的確かつ円滑な実施を確保するため、法務大臣が入国審査官に事実の調査をさせることができる根拠を法律上明確にしておくこととし、また、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正を行い、平成14年3月1日から施行されたところ、平成14年度は、より積極的に実態調査を行うなど改正入管法を確実に履行した。

2. 評価結果

- (1) 平成14年度においては、上記1(1)のとおり、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、技能実習移行対象職種は62職種に拡大し、その施策によって、従来は、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことを可能とし、また、1(2)のとおり、入国審査官への事実調査の権限の付与が入管法に規定されたことを受け、我が国で真に研修又は技能実習を行うことを希望する者の受入れを確保するために実態調査を積極的に行うことにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたものと考えられる。

このことは、技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録件数は、平成14年12月31日現在、41,196人で、前年と比べ、8,374人(22.5%)増加しており、また、5年前の平成9年12月31日における7,988人の5倍以上となっていることから、技能実習制度の拡大とともに外国人登録者数も拡大しており、同制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。

在留資格「特定活動（技能実習）」に係る外国人登録者数

年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
登録者数	7,988	15,486	19,740	24,917	32,822	41,196

- (2) 研修及び技能実習制度の適正化及び拡充をより一層図るため、平成13年度には、研修・技能実習全国総合実態調査を実施し、これら制度の実状及び問題点を把握するとともに、今後の制度のあり方の検討に必要な情報収集に努めたところであり、平成14年度からは、入国管理局では、同調査の結果を踏まえ、研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。

また、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいとの指摘もあることから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても、引き続き検討している。

見直しの有無

なし。

備考

技能実習移行対象職種（62職種112作業）

2003年4月1日現在

1 農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係（1職種6作業）

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業

3 建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業鉄
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業溶
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
	押土・整地作業
建設機械施工 *	積込み作業
	掘削作業
	締め作業

参考 ほか建設に関係するものとして、別掲の塗装職に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係（6職種11作業）

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注) 1 *の職種は、JITCO認定職種

5 繊維・衣服関係（9職種15作業）

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転 *	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係（15職種28作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
	軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
電気機器組立て	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板製造
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（8職種16作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
	書籍製本作業
	雑誌製本作業
製本	商業印刷物製本作業
	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装作業

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	入国管理局		
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ		
目 標	基本目標	指 標	学術・文化面にかかわる外国人の入国・在留に係る施策の実施状況
	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)		
	達成目標		
	学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。		
基本的考え方	<p>学術・文化・青少年交流は、いずれも国際社会における相互理解、協調意識の醸成に役立つものであり、次の時代の国際交流を担う外国人の青少年に我が国の理解者を得ることは、今後の我が国の国際的な発展(国際協調と国際交流の増進)の大きな力となるものである。特に、将来我が国及び母国における活躍が期待される留学生、就学生については、その受入れを一層積極的に図っていくことが望ましい。このような観点から、国際協調と国際交流の増進に寄与することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることを重要な任務の一つとする出入国管理行政としては、関係省庁と協力し、スポーツ、イベント、ワーキングホリデー制度(二国間の協定に基づき、一定期間休暇を過ごすことを目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に報酬を受ける活動を認める制度)を通じた交流を支援するため、これら分野における外国人について、積極的に受け入れるとともに、学術・文化・青少年交流の目的でない外国人の入国・在留を排除できるよう適正かつ円滑な入国・在留が可能となるような施策を講じる。</p> <p>なお、留学生・就学生の中には我が国での就労を目的として入国する者が少なくないほか、教育機関による学生の在籍管理が不十分なため、留学生・就学生が学業を継続できなかつたり、アルバイトのみを行っている等の問題も生じていることから、適正な入国・在留の観点から、関係省庁と協力の上、入管法令等による外国人学生の受入れの在り方の改善と留学生を受け入れる学校側の教育環境の整備等を通じて、その積極的な受入れを行っていくとともに、外国人学生の在留の適正化に資するため、教育機関への指導方法についても検討していく。</p> <p>以上のとおり、留学生、就学生等の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ること(達成目標)により、国際協調と国際交流の増進に寄与することができる。</p> <p>なお、「外国人の円滑な受入れ」という施策については、入国管理行政は外国人を招へいする事業を行うものではないので、入国者の増減等の影響が実施した施策によってどの程度生じたかを判断することは困難であるため、本施策の評価においては、平成14年度中に講じた施策の実施状況を指標としている。</p>		

<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>1 国際情勢の変化に伴う海外渡航者数の変動 2 我が国の経済状況の変化による受入れ機関数の変動 なお、上記1及び2は各国の経済状況の変化により、目標達成にプラスにもマイナスにも影響を与える。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 平成14年度の政策評価においては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況（ワールドカップ開催中における円滑かつ適正な人の移動を実現するための実施措置、「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正、教育機関に対する指導）を指標とし、これらの実施状況を分析することにより、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたか否かを評価する。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) ワールドカップ開催中における円滑かつ適正な人の移動を実現するための実施措置</p> <p>ア 「プレクリアランス」の実施 2002年FIFAワールドカップサッカー日韓共同開催大会（以下「ワールドカップ」という。）は我が国と韓国の共同開催であることから、両国間の大規模な人の移動を円滑かつ適正に行うため、平成14年5月15日から6月30日までの間、両国政府が相互に出入国管理担当官を派遣し、希望する外国人を対象に入国許可の可否の事前確認を相手国において行う「プレクリアランス」を、新東京国際空港（成田空港）及び韓国・仁川国際空港において実施した。 我が国からは14名の入国審査官を韓国・仁川空港に派遣し、約2万9千人の韓国人等に対して事前確認を実施した。</p> <p>イ 大会関係者に対する便宜措置 ワールドカップ開催期間中には、日韓間において、ワールドカップ大会関係者の大規模な移動が行われることが予想されたため、大会関係者については、有効期間1年間、滞在期間90日の数次査証（注）を発給するとともに、事前審査によりADカード（施設立入証）の発給を受けた大会関係者については、大会開催期間中日韓いずれかの国への入国後は日韓間の移動に際し、査証を必要としない取扱いを行った。 なお、スポーツ大会における大会関係者に対する便宜措置としては、平成15年2月に行われた青森冬季アジア大会においても実施している。 （注）数次査証は、有効期間内であれば何度でも使用することが可能な査証である。</p> <p>ウ 韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る在留期間「30日」の新設 我が国における平成14年1月1日現在の韓国人の不法残留者数は55,164人であり、国籍別不法残留者数の中で最も多かったが、ワールドカップ大会開催中に、多数の韓国人が日韓間を移動することが予想されたため、上記アの「プレクリアランス」及び下記エの措置により厳格な出入国審査を実施することを確保した上で、平成14年5月15日から6月30日までの間、大会期間中の韓国人等の大会観客等に対して査証免除措置を採るとともに、同措置に基づき上陸申請する者に対して、法務省令を改正して新設した在留期間「30日」を付与することとした。</p> <p>エ 国際競技大会等の円滑な実施を確保するための改正入管法の実施措置</p>

ワールドカップは、世界中が注目する国際的規模の大会であり、同大会の安全な実施は国際社会に対する開催国としての責務であることから、出入国管理行政としてもこれに貢献するべく、同大会の円滑な実施を妨げる、いわゆるフリーガンへの対策として、我が国で開催される国際的な競技会や会議に関連して暴行等を行うおそれのある者の上陸を拒否し、さらに、国内においてこのような行為を行った者を迅速に国外に退去させるための上陸拒否事由及び退去強制事由を入管法に新設した（平成14年3月1日施行）ところ、ワールドカップ開催中は、全国の空海港において、厳格な出入国審査を実施し、ワールドカップ開催直前（5月26日）から決勝戦終了（6月30日）までの間、いわゆるフリーガンの上陸を阻止するために新設された入管法5条1項5号の2（以下「いわゆるフリーガン条項」という。）に該当する者等大会の安全対策上問題となると思われる者の上陸を拒否した。

- (2) 「留学」及び「就学」の在留資格に関する日本語教育機関の告示の改正
平成13年3月30日、日本語学習を目的とする留学生・就学生の入国に関し、法務大臣が日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業を認定する制度を導入する旨入管法施行規則の一部を改正し、同年5月31日には、財団法人日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）を同事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として入国する留学生・就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める場合に、日振協の審査結果を参考とすることができるようになったことから、業務の迅速化・効率化が図られたところ、平成14年度においては、日本語学習を目的として入国する留学生・就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める告示を5回改正し、「留学」及び「就学」の在留資格に関して、専修学校等において日本語教育を行う教育機関として新たに63校を追加し、平成15年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は386校となった。
- (3) 審査の迅速・適正化に向けた入管法の改正
近年、外国人の入国・在留形態が多岐にわたっていることに伴い、その審査業務も複雑かつ困難化していることから、従来から、法務大臣が行う外国人の上陸又は在留に関する許可等の審査において、提出された書類の記載内容に疑義がある場合、書類のみでは事実関係が判然としない場合等にあっては、地方入国管理局の入国審査官が、法務大臣の補助機関として、外国人本人又は関係者の出頭を求めて質問をし、関係機関に必要な事項を照会するなど、任意の行政調査を実施していたが、今後、的確な審査を行うために、このような調査が更に重要となることにかんがみ、これらの調査の的確かつ円滑な実施を確保するため、法務大臣が入国審査官に事実の調査をさせることができる根拠を法律上明確にしておくこととし、また、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正を行い、平成14年3月1日から施行されたところ、平成14年度は、より積極的に実態調査を行うなど改正入管法を確実に履行した。
- (4) 教育機関に対する指導
留学生・就学生の入国・在留審査に当たっては、学生の在籍管理が適正に行われている教育機関からの申請については、できる限り提出書類の縮減を行う等の措置をとる等教育機関の在籍管理能力に応じた取扱いを推進し、留学生・就学生の円滑かつ適正な受入れの促進を図っているところ、一部の教育機関において、学生の選抜にあたって勉学意欲の確認が十分に行われていない、学生の所在やアルバイト先を把握していないため、学業がおろそかになるなど、在籍管理が不十分であるなどの問題が発生したため、

平成13年度に引き続き、平成14年度においても、教育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、選抜方法の改善及び在籍管理の改善・徹底に係る注意・指導を行った。

2. 評価結果

- (1) 平成14年5月15日から6月30日までの間に実施した「プレクリアランス」並びに同期間中に実施した韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る在留期間「30日」の新設により、同期間中の両国間の大規模な人の移動を円滑に行うとともに、査証免除措置への対応として「プレクリアランス」及び厳格な出入国審査を実施するなど、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものとする。

特に、ワールドカップの円滑な実施に向けて、平成13年度に改正した入管法を確実に実施するなど厳格な出入国審査を実施し、ワールドカップ開催直前（5月26日）から決勝戦終了（6月30日）までの間、いわゆるフリーガン条項に該当する者等大会の安全対策上問題となると思われる者の上陸を拒否したところ、ワールドカップ開催中、我が国においてフリーガンによる事件等の発生がなかったことから、フリーガンの水際における入国阻止という目的を達成できたものとする。

なお、平成14年5月26日から6月30日までの間に、ワールドカップサッカー安全対策上、我が国への上陸を拒否した者は65名であり、英国人51名、アイルランド人2名、その他12名の上陸を拒否した。

- (2) 平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として入国する留学生・就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、平成14年度においても、平成13年度と同様、業務の簡素・合理化が図られ、留学生・就学生の各種申請への対応により円滑かつ適正に対応できるようになったこと、また、改正入管法の実施により、入国審査官への事実調査の権限の付与及び法務大臣の許可権限の地方入国管理局長への一部委任により一層円滑かつ適正な審査業務を実施することができるようになったことから、留学生・就学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献できたものとする。

しかしながら、依然として、受け入れた留学生・就学生の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係省庁と協力の上、留学生・就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

- (3) 学術・文化・青少年交流は今後の我が国の国際的発展の大きな力となるものであるとの観点から、今後も留学生、就学生、さらに研究者の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援していくこととする。

他方、留学生の入国・在留の許可は、教育機関において適正な教育が実施されることを前提として認められているものであるところ、既に外国人留学生が収容定員総数の過半数以上を占めている大学、短期大学又は専修学校専門課程から、定員を超えることが明らかな数の在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、原則として定員の範囲内で外国人の受入れを行うよう指導することを引き続き検討する。

見直しの有無	なし。
備 考	

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	入国管理局		
施策等の名称	好ましくない外国人の排除		
目 標	基本目標	指 標	不法滞在者に係る施策の実施状況，我が国における不法残留者数
	外国人の不正な入国及び在留の抑止により，我が国社会の安全と秩序の維持に貢献する。（具体的には，下記「基本的考え方」での説明のとおり。）		
	達成目標		
	不法滞在者対策の推進を図る		
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な役割の一つは，外国人の適正な入国・在留を確保することにより，我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており，在留資格を有することなく我が国に事実上在留している外国人についてはこれを厳正に排除し，入管法違反者の減少を図らなければならない。</p> <p>特に，最近，国際的な犯罪組織によって，我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており，また，入管法違反者の多くは不法就労に従事しており，これらの者を不法就労させる事業主が，賃金搾取など我が国労働関係法規等を遵守しなかったり，事業主やブローカーが不法就労者に売春を強要したりするなど人権上の問題を生じさせるケースも見られる。</p> <p>また，不法残留者数（注）は近年漸減傾向にあるが，依然としてその数は高水準にあるばかりか，不法就労期間も長期化傾向にあり，さらに，我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり，その不法滞在行為は，適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず，我が国の社会，経済，治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>こうした諸情勢にかんがみ，出入国管理行政においては，この問題に従前にも増して強力に取り組んでいく必要がある。</p> <p>入国管理局では，強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため，不法滞当事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに，不法滞在外国人の背後で暗躍・関与が認められるブローカー等を処罰するため，警察機関に不法就労助長罪の積極的な活用を求めるなどし，また，関係省庁等と協力の上，不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し，不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか，新たな入管法違反者の入国を防止するため，最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し，偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどし，入国管理体制の強化に努めるなどの施策を講じることとしている。</p> <p>このような施策により，外国人の不正な入国及び在留を抑止し，我が国社会の安全と秩序の維持に貢献することができる。</p> <p>（注）不法残留者数は，我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち，許可された在留期間が経過後も我が国に滞在している者の数であり，</p>		

	入国管理局において集計している。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。
測定方法等	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <p>-----</p> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成14年度の政策評価においては、目標達成に向けた施策の実施状況（入管法違反外国人の集中摘発、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施、入国審査時における偽変造文書発見体制の強化）及び我が国における不法残留者数を指標とした。</p> <p>これらの指標を分析することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。</p> <p>なお、我が国における不法残留者数は結果指標として導入するものであるところ、評価に当たっては、単に数値の増減のみをもって評価を行うものではない。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 入管法違反外国人の集中摘発の実施</p> <p>平成13年8月29日の「国際組織犯罪等対策推進本部決定」において、国内に多く存在する不法滞在者が、都市部を中心に多発する国際組織犯罪等の温床となっている旨指摘されるなど、都市部を中心とした不法滞在者対策が求められたことから、平成13年度に引き続き、平成14年9月から10月にかけて、全国から入国警備官を東京入国管理局に応援派遣の上、首都圏における入管法違反外国人の集中摘発を1回、平成15年1月から2月にかけて、全国から入国警備官を大阪入国管理局及び名古屋入国管理局に応援派遣の上、近畿・東海地区における集中摘発を1回、また、平成14年11月、全国の地方入国管理官署が一斉に摘発活動を実施する入管法違反外国人一斉摘発を1回実施した。その結果、入国警備官延べ3,505人を動員の上、事業所、風俗関連店舗及び居宅等777か所を立ち入り調査し、計1,844人の入管法違反外国人を摘発した。</p> <p>(2) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施</p> <p>平成14年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報活動を行った。</p> <p>また、平成14年6月には、内閣官房副長官補室において「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進が図られているところ、平成13年度に引き続き、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」は、経済4団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。</p> <p>(3) 入国審査時における偽変造文書発見体制の強化</p> <p>平成13年度の国際組織犯罪等対策推進本部決定により、偽変造文書等行使者を告発・通報するための要員の確保・充実等入国管理体制の強化、直行通過区域の巡回・監視の強化及び偽変造文書鑑識機器の導入の拡大等、</p>

入国管理機能の強化が挙げられているところ、入国管理局においては、平成14年度、成田空港・関西空港において告発要員6人を増員し、直行通過区域を悪用し、不法入国を幫助する者、第三国への不法入国を企図する者等については、職員が同区域を巡回し、積極的にこれらの者の発見、調査に努め、退去強制手続を執るなど厳格な対応をとっている。さらに、偽変造文書対策としては、平成13年度、鑑識専従要員28人を増強するとともに、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器44台が配備され、体制の充実・強化を図ったところ、平成14年度においても、平成13年度と同様の体制で偽変造文書対策を図った。

2. 評価結果

平成14年度は、首都圏を中心とした3回の集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な入国審査の実施など、総合的な不法就労外国人対策を行った結果、平成15年1月1日現在の本邦における不法残留者数は220,552人と、前年同期に比べ3,515人(1.6%)減少し、過去最も多かった平成5年5月1日現在と比べ78,094人(26.1%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考ええる。

不法残留者総数の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067

平成15年
220,552

また、平成13年度に措置した偽変造文書鑑識専従職員の増員及び国際定期便が運航している全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年と同程度(平成13年より141件(5%)減少)の2,594件であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考ええる。

しかしながら、不法残留者数は20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、国際組織犯罪等対策推進本部決定においても、近年、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国の治安悪化に対する国民の不安が増している旨指摘されており、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。

入国管理局としては、限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し、効率的な退去強制手続のための制度の検討、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。

見直しの有無

なし。

備考